

中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護  
予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

平成 25 年 3 月 27 日

条例第 8 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 介護予防認知症対応型通所介護

第 1 節 基本方針(第 4 条)

第 2 節 人員及び設備に関する基準

第 1 款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介  
護(第 5 条—第 7 条)

第 2 款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(第 8 条—第 10 条)

第 3 節 運営に関する基準(第 11 条—第 40 条)

第 4 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 41 条・第 42 条)

第 3 章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第 1 節 基本方針(第 43 条)

第 2 節 人員に関する基準(第 44 条—第 46 条)

第 3 節 設備に関する基準(第 47 条・第 48 条)

第 4 節 運営に関する基準(第 49 条—第 65 条)

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 66 条—第 69 条)

第 4 章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第 1 節 基本方針(第 70 条)

第 2 節 人員に関する基準(第 71 条—第 73 条)

第 3 節 設備に関する基準(第 74 条)

第 4 節 運営に関する基準(第 75 条—第 86 条)

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 87 条—第 90 条)

第 5 章 雑則(第 91 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 12  
第 2 項第 1 号並びに第 115 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防  
サービス事業者の指定に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援  
の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ  
による。

- (1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。
- (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス それぞれ法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービスをいう。
- (3) 利用料 法第 54 条の 2 第 1 項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 地域密着型介護予防サービス費用基準額 法第 54 条の 2 第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第 54 条の 2 第 6 項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。
- (6) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第 3 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、中野区(以下「区」という。)、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。